

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 農業協同組合法施行規則

規則

農業協同組合法施行規則をここに公布する。

昭和三十八年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十八号

農業協同組合法施行規則

農業協同組合法施行規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十二号)の全部を改正する。

(定義)

第一条 この規則において「法」とは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)をいう。

2 この規則において「組合」とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。

3 この規則において「組合員」とは、農業協同組合の組合員及び農業協同組合連合会の会員をいう。

(設立の認可の申請)

第二条 組合の設立の発起人は、法第五十九条第一項の規定により、組合の設立の認可を申請しようとするときは、様式第一号の申請書に、定款及び事業計画のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 設立経過報告書
- 二 設立準備会議事録謄本
- 三 創立総会議事録謄本
- 四 役員選挙録謄本
- 五 役員住所、氏名及び略歴を記載した書面
- 六 理事が設立の同意を申し出た農民又は設立の同意

を申し出た組合の組合員であることの資格を証する書面

七 発起人の住所及び氏名(組合にあっては、その名称)を記載した書面

(定款の変更の認可の申請)

第三条 組合は、法第四十四条第二項の規定による定款の変更の認可を申請しようとするときは、様式第二号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 定款の変更の理由を記載した書面

二 定款の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

三 定款の変更に係る総会議事録の謄本又は抄本

2 前項の場合において、定款の変更が出資一口の金額の減少に係るものであるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第四十九条一項に規定する財産目録及び貸借対照表

二 法第四十九条第二項の手続きを完了したことを証する書面

3 第一項の場合において、定款の変更が出資一口の金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係るものであるときは、第一項各号に掲げる書類のほか、組合員の全員(出資口数の最低限度の引上げに係る場合にあっては、当該引上げにより追加出資をすべき組合員の全員)が同意したことを証する書面を添えなければならない。

(共済規程の承認の申請)

第四条 組合は、法第十条の二第一項の規定による共済規程の承認を申請しようとするときは、様式第三号の申請書に、共済規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 共済に関する施設を実施することを規定した部分に係る定款の抜すい

二 共済に関する施設の計画の概要を記載した書面

三 共済に関する施設に係る総会議事録又は総代会議事録

事録の謄本又は抄本

(共済規程の変更又は廃止の承認の申請)

第五条 組合は、法第十条の二第三項の規定による共済規程の変更の承認を申請しようとするときは、様式第四号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 共済規程の変更の理由を記載した書面

二 共済規程の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

三 共済規程の変更に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

2 組合は、法第十条の二第三項の規定による共済規程の廃止の承認を申請しようとするときは、様式第五号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 共済規程の廃止の理由を記載した書面

二 共済規程の廃止に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

三 共済規程の廃止後の事務処理の計画書

(信託規程の承認の申請)

第六条 組合は、法第十条の六第一項の規定による信託規程の承認を申請しようとするときは、様式第六号の申請書に、信託規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託事業を実施することを規定した部分に係る定款の抜すい

二 信託事業の実施に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

(信託規程の変更又は廃止の承認の申請)

第七条 組合は、法第十条の六第三項の規定による信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、様式第七号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託規程の変更の理由を記載した書面

二 信託規程の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

三 信託規程の変更に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

2 組合は、法第十条の六第三項の規定による信託規程の廃止の承認を申請しようとするときは、様式第八号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託規程の廃止の理由を記載した書面

二 信託規程の廃止に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

三 信託事業の廃止後の事務処理の計画書

(総会終了の報告)

第八条 組合は、総会又は総代会を終了したときは、遅滞なく様式第九号の報告書に、総会議事録謄本又は総代会議事録謄本を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる事項について決議があったときは、総会議事録謄本又は総代会議事録謄本のほか、当該決議の内容を記載した書類を添

えなければならない。

一 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

二 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案又は損失処理案

(組合員の請求を受けた旨の報告)

第九条 組合は、次の各号に掲げる請求を受けたときは、遅滞なく様式第十号の報告書に、請求書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

一 法第三十五条の規定による総会の招集の請求

二 法第四十条第一項の規定による役員改選の請求

三 法第四十三条第一項の規定による参事又は会計主任の解任の請求

(行政庁に対する組合員の請求)

第十条 組合員は、法第九十四条第一項の規定による除査の請求又は法第九十六条の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、請求書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 請求の理由を記載した書面

二 組合員の総数の十分の一以上の同意を得たことを証する書面

(役員欠けた場合の利害関係人の請求)

第十一条 組合員その他の利害関係人は、法第四十一条の二第二項の規定による請求をしようとするときは、請求書に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 役員職務を行なう者が欠けた理由及びその年月日

二 損害を生ずるおそれのある理由

(解散の認可の申請)

第十二条 組合は、法第六十四条第二項の規定による解散の認可を申請しようとするときは、様式第十一号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 解散の理由を記載した書面

二 解散に係る総会議事録の謄本又は抄本

三 最近の財産の状況を明らかにした書面

(解散の届出)

第十三条 法第六十四条第四項後段の規定による届出をしようとするときは、様式第十二号の届出書を知事に提出しなければならない。

(合併の認可の申請)

第十四条 法第六十六条第一項の規定による設立委員は、法第六十五条第二項の規定による合併の認可を申請しようとするときは、様式第十三号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 合併の理由及びその経過を記載した書面

二 各組合の合併に係る総会議事録の謄本又は抄本

三 法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表

四 合併予備契約書の謄本(合併予備契約書以外に覚書等がある場合は、覚書等の写しを添えるものとする。)

五 法第六十五条第四項において準用する法第四十九条及び第五十条の手続きを各組合が完了したことを

証する書面

六 合併により設立する組合の定款及び事業計画

七 合併により設立する組合の役員、住所、氏名及び略歴を記載した書面

八 設立委員の住所、氏名及び略歴を記載した書面

九 設立委員が、農業協同組合にあっては、法第十二一条第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあっては、同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員であることの資格を証する書面

十 設立委員会議事録の謄本

2 合併後存続する組合及び合併によって消滅する組合は、法第六十五条第二項の規定による合併の認可を申請しようとするときは、様式第十四号の申請書に、前項第一号から第五号までに掲げるもののほか、合併後存続する組合の事業計画を添えて知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第十五条 法第七十二条の二において準用する民法(明

治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による届出をしようとするときは、様式第十五号の届書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 決算報告書

二 決算報告書の承認に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

三 法第七十二条の二において準用する民法第七十九条の手續きを完了したことを証する書面

四 法第八十一条の規定による清算終了の登記に係る登記簿の抄本

(登記の完了の報告)

第十六条 組合は、次の各号に掲げる登記をしたときは、その登記の日から二週間以内に、様式第十六号の報告書に、当該登記に係る登記簿の抄本を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第七十四条第一項の規定による設立の登記

二 法第七十八条の規定による解散の登記

三 法第七十九条の規定による合併の登記

(災害状況の報告)

第十七条 組合は、天災地変その他の事故により、その財産に損害を生じたときは、遅滞なく、様式第十七号の報告書を知事に提出しなければならない。

(農事組合法人の成立の届出)

第十八条 農事組合法人は、法第七十二条の十六第四項の規定による届出をしようとするときは、様式第十八号の届書を知事に提出しなければならない。

(農事組合法人の定款の変更の届出)

第十九条 農事組合法人は、法第七十二条の十三第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第十九号の届書を知事に提出しなければならない。

(農事組合法人の解散の届出)

第二十条 農事組合法人は、法第七十二条の十七第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十九号の届書を知事に提出しなければならない。

(農事組合法人の合併の届出)

第二十一条 農事組合法人は、法第七十二条の十八第三項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十一号の届書を知事に提出しなければならない。

(農業協同組合中央会に対する準用)

第二十二条 鳥取県農業協同組合中央会については、第八条、第十条及び第十七条の規定を準用する。

(適用除外)

第二十三条 この規則は、県の区域をこえる区域を地区とする組合及び農事組合法人、県の区域を地区とする農事組合法人並びに第八条、第九条、第十条、第十六条及び第十七条の規定を除き、県の区域を地区とする組合については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部改正)

2 地方農林振興局長事務委任等に関する規則(昭和三十三年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように

00635

第五号。第一号。第二号。第三号。第四号。第五号。第六号。第七号。第八号。第九号。第十号。第十一号。第十二号。第十三号。第十四号。第十五号。第十六号。第十七号。第十八号。第十九号。第二十号。第二十一号。第二十二号。第二十三号。第二十四号。第二十五号。第二十六号。第二十七号。第二十八号。第二十九号。第三十号。第三十一号。第三十二号。第三十三号。第三十四号。第三十五号。第三十六号。第三十七号。第三十八号。第三十九号。第四十号。第四十一号。第四十二号。第四十三号。第四十四号。第四十五号。第四十六号。第四十七号。第四十八号。第四十九号。第五十号。第五十一号。第五十二号。第五十三号。第五十四号。第五十五号。第五十六号。第五十七号。第五十八号。第五十九号。第六十号。第六十一号。第六十二号。第六十三号。第六十四号。第六十五号。第六十六号。第六十七号。第六十八号。第六十九号。第七十号。第七十一号。第七十二号。第七十三号。第七十四号。第七十五号。第七十六号。第七十七号。第七十八号。第七十九号。第八十号。第八十一号。第八十二号。第八十三号。第八十四号。第八十五号。第八十六号。第八十七号。第八十八号。第八十九号。第九十号。第九十一号。第九十二号。第九十三号。第九十四号。第九十五号。第九十六号。第九十七号。第九十八号。第九十九号。第一百号。

様式第1号

農業協同組合（農業協同組合連合会）設立認可申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

組合名
発起人代表 住所 氏名 殿

農業協同組合（農業協同組合連合会）の設立の認可を農業協同組合法第59条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。
（備考）申請者は、発起人代表であることの資格を証する書面を添えること。

様式第2号

定款変更認可申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地 組合名 組合長理事 氏名 殿

農業協同組合法第44条第2項の規定による定款の変更の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第3号

共済規程承認申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地 組合名 組合長理事 氏名 殿

農業協同組合法第10条の2第1項の規定による共済規程の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

00636

様式第4号

共済規程変更承認申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地 組合名 組合長理事 氏名 殿

農業協同組合法第10条の2第3項の規定による共済規程の変更の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第5号

共済規程廃止承認申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地 組合名 組合長理事 氏名 殿

農業協同組合法第10条の2第3項の規定による共済規程の廃止の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第6号

信託規程承認申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地 組合名 組合長理事 氏名 殿

農業協同組合法第10条の6第1項の規定による信託規程の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第7号

信託規程変更承認申請書

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地 組合名 組合長理事 氏名 殿

農業協同組合法第10条の6第3項の規定による信託規程の変更の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第8号

信託規程廃止承認申請書

鳥取県知事 氏名 股 年 月 日
事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名

農業協同組合法第10条の6第3項の規定による信託規程の廃止の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第9号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 総会 (総代会) 終了報告書
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名

第 回 通常 (臨時) 総会 (総代会) が終了したので農業協同組合法施行規則第8条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

様式第10号

農業協同組合法第35条の規定による総会招集 (第40条の規定による役員改選、第43条の規定による参事会計主任解任) 請求受理報告書
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名

組合員からの請求があったので、農業協同組合法施行規則第9条の規定により、請求書の写しを添えて報告します。

様式第11号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 解散認可申請書
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名

農業協同組合法第64条第2項の規定による解散の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第12号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 解散届
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名

解散したので、農業協同組合法第64条第4項後段の規定により、届け出ます。

様式第13号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 合併認可申請書
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

事務所所在地 組合名
設立委員 氏名
(以下設立委員全員)

農業協同組合法第65条第2項の規定による合併の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第14号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 合併認可申請書
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

(存続する組合) 事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名
(消滅する組合) 事務所所在地 組合名
組合長理事 氏名

農業協同組合法第65条第2項の規定による合併の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第15号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 清算終了届
鳥取県知事 氏名 股 年 月 日

事務所所在地 組合名
清算人代表 氏名

清算を完了したので、農業協同組合法第72条の2において適用する民法第83条の規定により、別紙関係書類を添えて届け出ます。

様式第16号

農協同組合 (農業協同組合連合会) 登記完了報告

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

事務所所在地、
組合名
組合長理事 氏名

の登記を完了したので、農業協同組合法施行規則第16条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

様式第17号

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 災害状況報告

年 月 日

鳥取県知事 氏名 殿

事務所所在地
組合名
組合長理事 氏名

財産に損害を生じたので、農業協同組合法施行規則第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

災害発生年月日		災害発生原因		被害施設		被害内容		被害状況		備考
年	月	日	施設名	被害施設	在庫品名	被害程度	数量	被害額	被害状況	備考

様式第18号

農事組合法人成立届

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

住 所
組 合 名
組合長理事 氏名

農事組合法人を成立したので、農業協同組合法第72条の16第4項の規定により、届け出ます。

様式第19号

農事組合法人定款変更届

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

住 所
組 合 名
組合長理事 氏名

定款を変更したので、農業協同組合法第72条の13第2項の規定により、届け出ます。

様式第20号

農事組合法人解散届

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

住 所
組 合 名
組合長理事 氏名

解散したので、農業協同組合法第72条の17第2項の規定により、届け出ます。

様式第21号

農事組合法人合併届

鳥取県知事 氏名 殿 年 月 日

住 所
組 合 名
組合長理事 氏名
(以下関係組合組長名)

合併したので、農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、届け出ます。